

診断書（成年後見制度用）の作成を依頼された医師の方へ

岡山家庭裁判所

家庭裁判所の業務に関しましては、日頃から一方ならぬご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

診断書作成の依頼を受ける際に、依頼者から、福祉関係者が作成した「本人情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、診断の参考資料としてご活用ください。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねください。「本人情報シート」は返還不要です。

さて、成年後見制度では、ご本人の判断能力の程度に応じて、後見、保佐及び補助の三類型が設けられており、いずれの類型でもご本人の判断能力を補うための援助者（成年後見人等）が選ばれ、判断能力の残存の程度に応じて、ご本人の財産を維持管理したり、身上監護の支援を行うなど、ご本人の保護に務めることとなります。

この中で、後見及び保佐を開始する審判を進めるためには、原則として、ご本人の判断能力の状況について、医師による鑑定が必要となります。後見及び保佐が開始されますと、ご本人の保護が図られる反面、その法律行為が制限されることになり、とりわけ慎重な判断が求められるからです。鑑定の結果は鑑定書にまとめられ、裁判官が審理をする際の資料となります。

そこで、ご本人の親族等の依頼に応じて診断書（成年後見制度用）を作成される際に、家庭裁判所から鑑定の依頼がなされた場合にお引受けいただけるかなどの参考事項について、鑑定連絡票にあわせてご記入いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただし、ご本人がいわゆる植物状態にあるような場合等には、例外的に鑑定をしないことがあります。

また、成年後見制度の利用に強く反対している親族がいるような場合には、主治医以外の医師に鑑定を依頼することもあります。その際には、診療記録の提供等のご協力をいただければ幸いです。

ご多忙かとは存じますが、何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

※1 鑑定をお願いする場合には、後日、依頼書を送らせていただきます。鑑定を省略する場合には、改めて裁判所からの連絡はしておりませんので、ご容赦ください。

※2 鑑定書の作成については『鑑定書作成の手引き』も用意しております。また、最高裁判所のホームページ (http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_09_02/index.html)でもご覧いただけます。

※3 ご不明な点については、提出先の家庭裁判所までお尋ねください。